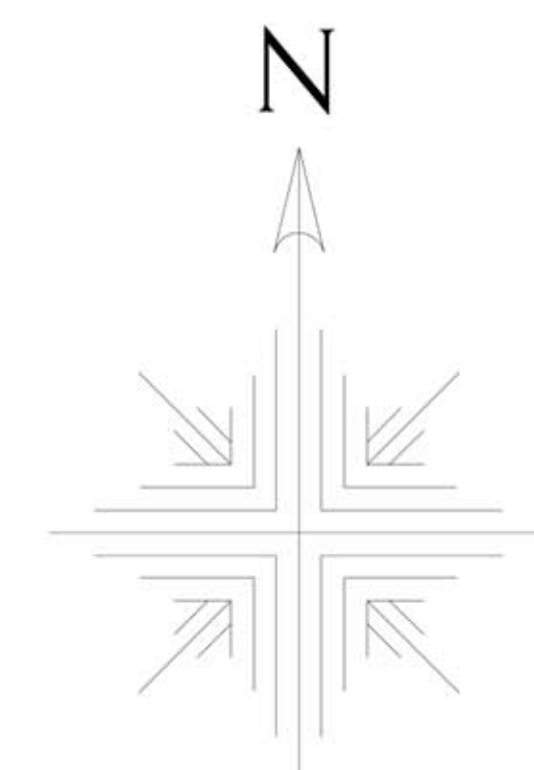
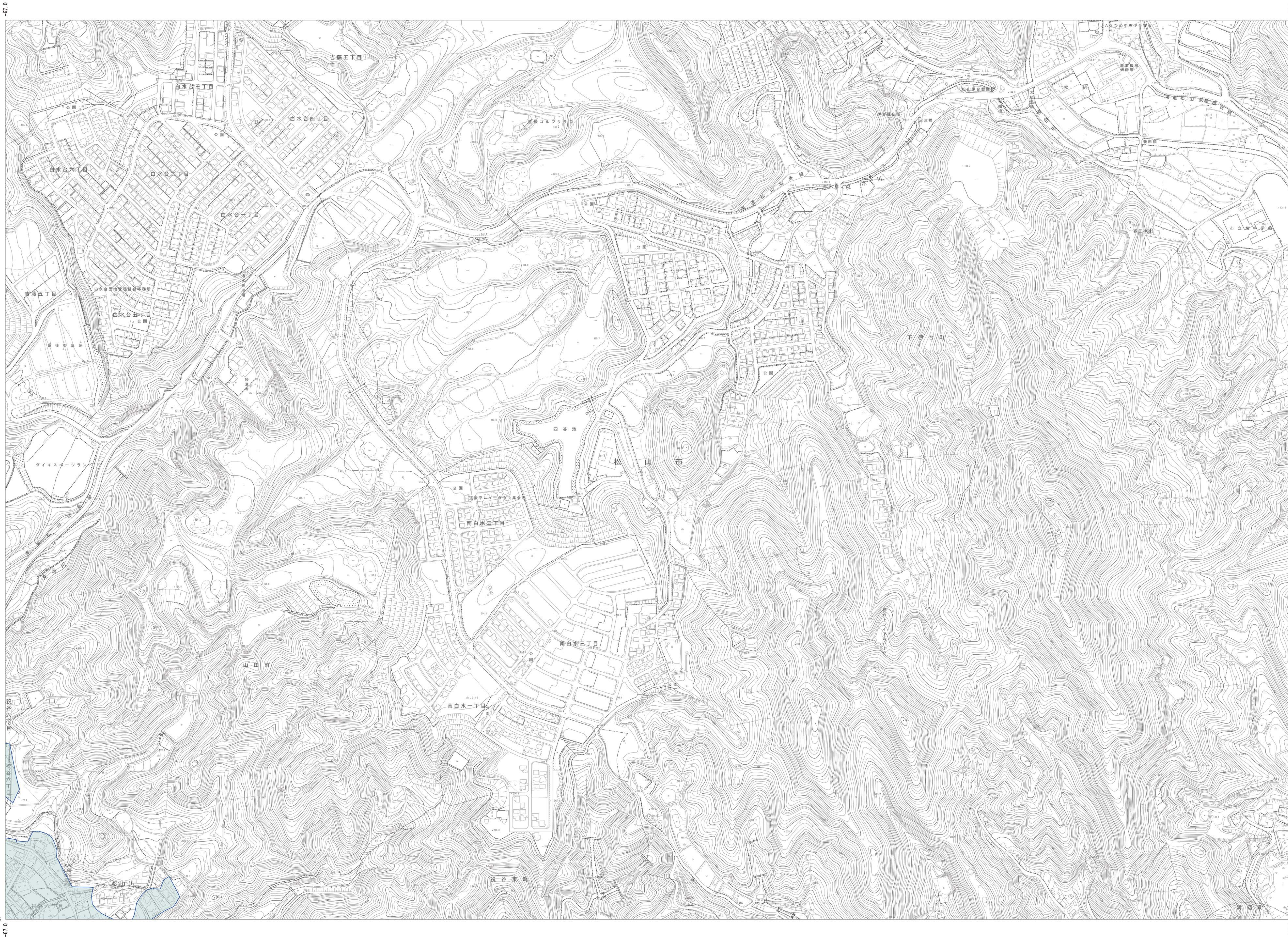




H4	H5	H6
I4	I5	I6
J4	J5	J6

凡 例

 都市機能誘導区域

 居住誘導区域

誘導施設

[都心地区]

医療施設
(地域医療支援病院)

・ 医療法第4条に規定される地域医療支援病院

総合福祉センター

松山市総合福祉センター条例(平成2年条例第16号)
に規定される総合福祉センター

商業施設（スーパー・百貨店等）

以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準産業分類(総務省：H25.10改訂)の小分類のうち、

- 561「百貨店、総合スーパー」
- 569「その他の各種商品小売業」
- 581「各種食料品小売業」
- 582「野菜・果実小売業」
- 583「食肉小売業」
- 584「鮮魚小売業」

商業施設（温浴施設）

松山市道後温泉事業施設の設置及び管理に関する
条例(平成17年条例第17号)に規定される公衆浴場

教育施設

(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される。

第124条に規定される専修学校
第134条に規定される各種学校

文化施設
(図書館、美術館、博物館等)

・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される
美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）

客席数1,000席以上を有する多目的ホール

[その他地区]

商業施設（スーパー・百貨店等）

以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設

□ 日本標準産業分類(総務省：H25.10改訂)の
小分類のうち、

- 561「百貨店、総合スーパー」
- 569「その他の各種商品小売業」
- 581「各種食料品小売業」
- 582「野菜・果実小売業」
- 583「食肉小売業」
- 584「鮮魚小売業」

教育施設

(大学・短大・専修学校)
・学校教育法第1条に規定される大学

第124条に規定される専修学校
第134条に規定される各種学校

文化施設
(図書館、美術館、博物館等)

・図書館法第2条第1項に規定される図書館
・博物館法第2条第1項、同法第29条に規定される
美術館・博物館、博物館相当施設

文化施設（ホール）

・客席数1,000席以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】

- ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水津波による浸水想定区域を含んでいます。
- ・災害ハザードの詳細は、「改訂版まつやま防災マップ」、「まつやま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどでご確認ください。